

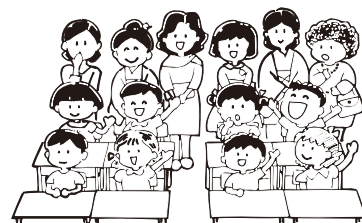
平成27年度から保育所等の利用手続きが変わります

～平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートします～

平成27年4月から子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するための「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、保育所、幼稚園等を利用する際の手続きがこれまでと変わります。

○新制度の対象となる施設

- ・ 幼稚園（対象年齢：満3歳～満5歳）※1
小学校以降の教育の基礎を作るための幼児教育を行う学校
- ・ 保育所（対象年齢：0歳～満5歳）
保護者の就労等のため、家庭で保育できない場合に保育を行う施設
- ・ 認定こども園（対象年齢：0歳～満5歳）※現在、築上町にはありません。
幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設
- ・ 地域型保育（対象年齢：0歳～満2歳）※現在、築上町にはありません。
保育所より少人数の単位で、3歳未満の子どもを預かる事業



※1 幼稚園は、新制度に移行する園と、現行制度のまま継続する園とがあります。ここでいう「幼稚園」とは新制度に移行する幼稚園のことを指します。なお、築上町内の幼稚園は、平成27年度は現行制度のまま継続します。現行制度のまま継続する幼稚園を利用する場合の入園手続きは、従来どおり園への直接申込となります。町外の幼稚園については、直接園にお尋ねください。

○支給認定が必要となります

新制度では、保育所等を利用する場合、「保育の必要性」の認定（支給認定）を受ける必要があります。支給認定には、1号認定、2号認定、3号認定の3つの認定区分が設けられ、その認定に応じて利用できる施設や利用できる時間が決まります。

認定区分	対象児童	利用できる施設	利用時間
1号認定	満3歳以上で教育を希望	幼稚園 認定こども園	教育標準時間（※2）
2号認定	満3歳以上で、保育が必要であり、保育所等での保育を希望	保育所 認定こども園	保育標準時間（最長11時間）又は保育短時間（最長8時間）
3号認定	満3歳未満で、保育が必要であり、保育所等での保育を希望	保育所 認定こども園	保育標準時間（最長11時間）又は保育短時間（最長8時間）

※2 教育標準時間（1号認定）は、1日4時間を標準として学則等により各施設で定める教育課程に係る時間です。

○利用時間について

認定区分が2号・3号認定とされた方は、保護者の就労時間等により『保育の必要量』が下記の2つに区分され、施設等を利用できる時間が異なります。

保育の必要量の区分	対象事由	施設の利用可能時間
保育標準時間	月120時間以上の就労等 ※両親フルタイム就労を想定	最大11時間/日
保育短時間	月48時間以上120時間未満の就労等 ※両親又はどちらかがパートタイム就労を想定	最大8時間/日



※区分された時間を超えて利用した場合には、延長保育料が発生します。

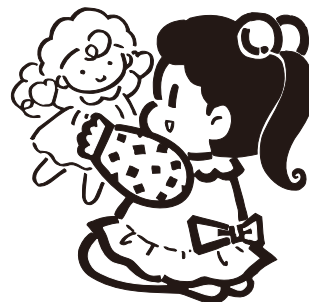
※就労以外の事由の場合は、保育の必要性の実態を踏まえ、「保育標準時間」「保育短時間」のいずれかに区分します。

○保育所に通うことができる基準（2号認定・3号認定）

保護者が次のいずれかに該当することが必要です。

※「集団保育を体験させたい」「下の子に手がかかる」等の理由は2号・3号認定を受けることはできません。

- ① 1カ月あたり48時間以上就労している
- ② 出産前後である
- ③ 保護者が疾病、もしくは障がいをもっており、家庭保育ができない場合
- ④ 1カ月あたり48時間以上、同居の親族の介護をしている
- ⑤ 求職活動をしている
- ⑥ 就学している
- ⑦ 児童虐待、DVのおそれがある
- ⑧ 災害の復旧に当たっている



○保育料について

新制度における保育料は、国が定める基準を上限として町が設定します。これまでの保育料算定は所得税を基礎としていましたが、平成27年度の保育料からは市町村民税を基礎とすることになります。詳細は現在、検討中です。決まり次第お知らせします。

○平成27年度 保育所入所申込みについて

平成27年度4月の保育所入所申込みは平成27年1月から受付します。詳細は、次回の広報でお知らせします。

問い合わせ 福祉課 子育て支援係（内線242）